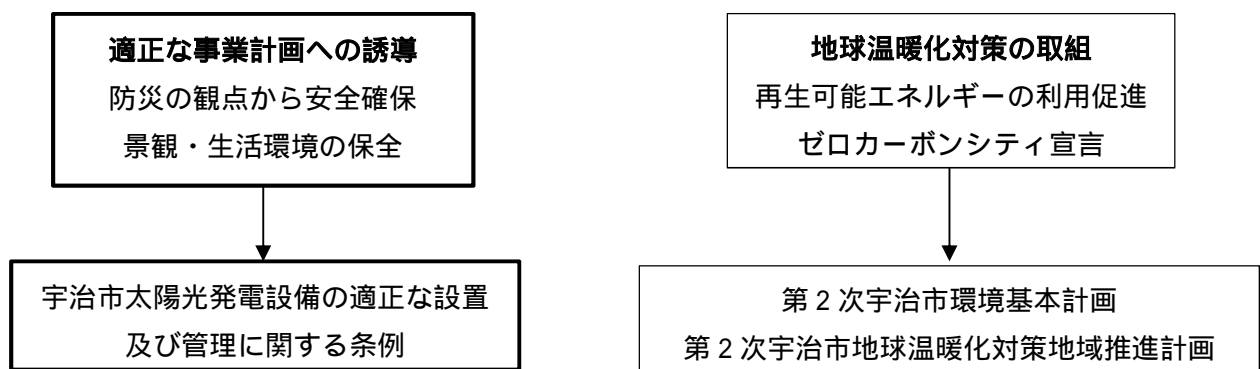


宇治市太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関する条例を制定するについて

地球温暖化対策の取組みとして再生可能エネルギー利用促進が必要とされていますが、太陽光発電設備の設置については、防災上や景観・生活環境保全の面からの不安等をめぐり、地域住民との関係が悪化するなど、種々の問題が顕在化していることから、本条例は、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めるものです。



1. 条例の概要と考え方

(1) 第1条 目的

この条例は、太陽光発電を進めるに当たり、太陽光発電設備の適正な設置及び管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生の防止並びに自然環境、生活環境及び景観（以下「自然環境等」という。）の保全並びに地域との調和を図り、もって市民の安全な生活の確保に寄与することを目的としています。

(2) 第2条 定義

太陽光発電設備

- ・パネルだけでなく付属設備を含むと定義することで、架台や支柱、パワーコンディショナー、変圧器などの設備も含まれます。
- ・屋根など建築物に設置するもの、道路標識等と一体となっているものであって、国又は地方公共団体が設置するものや、照明等と一体となっているものであって規則で定めるものを除外することで、禁止区域内でも設置が可能としています。

特定設備

設置に許可が必要な太陽光発電設備の規模は、以下の観点で規定しました。

- ・「発電全量の売電を前提とした野立て型設備ではなく、自家消費を前提とした屋根置き設備等の支援に重点化し、地域に密着した形での事業実施を速やかに求める。」との資源エネルギー庁の方針に基づき FIT 法が改正され、10～50kw（低圧）の太陽光発電設備では発電量の 30%以上の自家消費が義務化されたことから、50 kW未満の事業については条例対象外としました。
- ・発電出力 50kw 規模の太陽光発電設備の設置に必要となる、事業用地は概ね 500 m²と言われており、防災や生活環境保全の観点からも、措置が必要な面積として規定しました。

（３）第５条 禁止区域

条例の目的である、「災害の発生の防止並びに自然環境、生活環境及び景観の保全」の観点から、太陽光発電設備の設置を禁止する区域を以下のとおり設けました。

防災の観点	土砂災害特別警戒区域 土砂災害警戒区域 地すべり防止区域 急傾斜地崩壊危険区域
環境保全の観点	近郊緑地保全区域（近畿圏整備法）であって、規則で定める区域
景観保全の観点	国定公園 風致地区 史跡、名勝の区域、重要文化的景観の区域

（４）第７条 事前協議

許可が必要な事業については、事業者が市長と事前協議を行うことを規定することで、事前に事業計画を確認し、必要に応じ助言・指導を行うことを可能としています。

（５）第８条 周辺住民等への説明

許可申請を行う事業者に、周辺住民等に対し、事業計画の内容について説明会の開催をしなければならないとしています。また、説明会の開催に際し、事業者は周辺住民等の理解を得られるよう努めることとしています。

（６）第９条 許可の基準

事業者の要件として、長期にわたる事業期間で事業を実施できるだけの資力と信用があることや、条例に基づき許可が取り消されて日から５年を経過していることや、事業計画が基準を満たすことを許可条件としました。

(7) 第 1 2 条 完了の届出等

設置事業完了時には完了届を提出しなければならないとし、市長による完了検査の実施と許可の内容に適合していることの通知を受ける前に、特定施設を使用してはいけないことを決めました。

(8) 第 1 3 条 廃止の届出

事業の廃止後の、設備の適正な撤去が必要とされることから、事業の廃止の 3 0 日前までに市長に届け出、市長は事業者が定めた事業計画に基づく、適正な措置を講ずるように求めることができると規定しました。

(9) 第 1 5 条 許可の取消し

不正な手段で許可を受けた場合や、許可後 3 年を経過する日までに事業に着手しなかった場合などについては、許可の取消しを行うことができるとしています。

(1 0) 第 1 8 条 勧告

禁止区域に太陽光発電設備を設置した場合や、許可を受けずに特定設備を設置した場合などについては、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができるとしています。

(1 1) 第 1 9 条 命令及び第 2 0 条 公表

事業者が正当な理由なく、勧告に従わない場合は、相当の期限を定めて必要な措置を講ずるよう命令することができるとしており、許可の取消しや命令を行ったときは、事業者の氏名及び住所などを公表できることとしています。

(1 2) 附則 施行期日

条例の周知期間として、3 ヶ月の期間を設け、施行期日を令和 5 年 7 月 1 日としています。

(1 3) 附則 経過措置



条例の施行日以後に設置の工事に着手する太陽光発電設備について、条例の第 5 条禁止区域から第 1 5 条許可の取消しの規定を適用することとしています。

また、条例施行時に現に設置し、発電し、若しくは設置の工事に着手している場合には、太陽光発電設備の増設や更新を計画することにより、特定施設に該当する場合には、変更許可が必要であるとしています。

(1 4) 条例制定日

令和 5 年 3 月 2 4 日



	禁止区域
	市街化調整区域

